

不自然な約束事の普遍性——樋口報告へのコメント

中 島 徹

1 不自然な約束事

中学・高校生時代、日本人が歌い演じる西洋オペラを見たり聞いたりするのが嫌いだった。当時、その理由をきちんと考えたわけではなかったが、日本人の顔に金髪の髷、気色悪く張り上げたイタリア語かドイツ語らしき歌など、すべてがあまりに不自然なのが原因であったような気がする。そして、日本人には西洋オペラは演奏できないと決めつけていた。もっとも、日本人が演じる歌舞伎や謡曲なら自分の感覚にぴったりだったかといえ、そんなことはない。私の DNA には、日本の伝統芸能に対する感性が組み込まれていないらしく、それらに対しては日本人による西洋オペラ以上に違和感を覚えた。教養と感受性が欠けているのだといわれればそれまでだが、とにかく嫌なものは嫌なのだから仕様が。とはいえ、芸能ならそれですむ。

樋口教授は、本講演において、西欧 vs. 反西欧という構図を以下の二つの問題場面で取り上げ、それに対して「19世紀後半以降、非西欧世界の一隅にあって、西欧起源の近代立憲主義を継受しようとしてきた日本近代の憲法体験」がいかなる意味を持ちうるかを問うている。二つの問題場面とは、ひとつには反コロニアリズムの言説と文化戦争の文脈における西欧 vs. 反西欧、ならびにそれとは対照的なかたちで「健全な西欧」の復権を唱えるネオ・コンサヴァティヴの主張にみられる西欧対反西欧であり、もうひとつは、イスラム・スカーフ事件を契機としてのフランス共和主義における“communautarisme”対“individualisme”の図式と、それが逆説的にEU憲法の採択をめぐる統合型へと接続することの問題に含まれる西欧対反西欧である。こうした問題状況の分析を通じて、日本における西欧近代立憲主義の継受の意味を問いつつ、改めて西欧近代における「普遍」の射程を問うことが本講演の主題であった。

2 二つの反「西欧」

第一の問題場面のうち、反コロニアリズムや文化戦争の文脈で析出される問題状況は、一言でいえば、西欧＝「普遍」の図式を否定し、非西欧社会における文化の多元性・相対性を承認することが、逆に文化の固有性の主張をある種の絶対主義へと導き、それが不寛容な差別の源となると同時に、西欧 vs. 非西欧の構図を先鋭化させるという逆説である。こうした状況のうち、少なくとも前半部分は、ちょうどポストコロニアリズム論が、「伝統と近代」とか「西欧対非西欧」という二分法の権力性を批判することで、結果的に非西欧国家における支配的言説と共犯関係を取り結ぶこととなったことを想起させる。他方、ネオ・コンサヴァティヴは、同じく西欧近代を否定するが、その目指す先は、前者と異なり非西欧ではなく、古代ギリシアという「健全な」西欧への回帰であって、その意味での西欧 vs. 非西欧の構図が先鋭化される。いずれも、西欧近代を「普遍」とするものの見方に否定的な点では共通するが、前者が非西欧を権力化させる働きをしたのに対し、後者は西欧の復権＝再権力化を意図する点で、同じく西欧 vs. 非西欧といっても、その構図は質的に異なる。

第二の問題場面で析出されるのは、主として第一の問題場面における前者の文脈において西欧＝「普遍」という図式が持つ含意である。ここでは、フランス共和国の憲法理念、とりわけ政教分離に、西欧近代における「普遍」の範型を見出しつつ、一方でイスラム・スカーフ事件、他方でEU 憲法案における「キリスト教の遺産条項」が、フランスの「共和主義」に深刻な選択を迫ることが示される。その選択とは、一言でいえば、公的空間に個々人の共同体への帰属性を持ち込むことを認めるかどうかである。英米流多文化主義の観点からすれば、これを承認することはほとんど自明の事柄といってよい。しかし、「フランス共和国の理念」はこれに否定的であり、「共和国」は各自の出自を問わない個人の集合として確立されるべきだと考えられてきた (individualisme)。この立場からすれば、イスラム・スカーフ、キリスト教の遺産条項のいずれにも反対を貫くべきことになる。この多文化主義に否定的な考え方はしかし、キリスト教の遺産条項との関係では、イスラム社会を基盤とするトルコの EU 加盟を逆説的に可能にする論理を内包している。トルコは、政教分離を掲げる点でイスラム国家ではないからである。他方、出自をそれとして承認する多文化主義（樋口教授のいう *communautarisme*）の立場では、トルコ

社会の性格ゆえに、西欧の価値観に寛容でない集合単位 (communautés) になぜ寛容でなければならないのかという問題がむしろ前面に出てくる。ここには、寛容が非・西欧に対してのみならず反・西欧に対してまでも貫かれるべきかどうかという深刻な問題が内在しており、それが、西欧近代の「普遍」消滅の言説と不寛容な反・西欧の出現の容認、反・西欧に対するネオ・コンサヴァティヴからの反撃という第一の問題場面へと回帰的に接続していく。かかる意味において、西欧と近代という二重の限定を付された時間と空間が、なぜに「普遍」でありうるのかという問題は、決して過去の問題ではないのである。

同様の西欧近代批判は、日本においても少なからず存在する。もともと非西欧世界に属する日本にとって、西欧近代立憲主義を、単純かつ皮相的な意味において、日本とは無縁の(それゆえ、普遍の名に値しない)「普遍」と決めつけることは、極めて容易である(日本人に西洋オペラができるか!)。例えば、現在の日本社会に跋扈する改憲論は、日本人の手による(民族の伝統を体現した)独自の憲法の制定を説いてやまない。そこで語られているのは、「押しつけ」られた「普遍」の清算である。樋口教授はこれを「単一の communauté としての日本民族がそのまま国家をいわば乗っとうとしている」と表現される。これに対し、明治国家の建設に深く関わった政権中枢の人物たちにとっては、近代の名に値する国家の建設こそが課題であり、大日本帝国憲法の制定に際してすら、西欧近代の「普遍」が明確に意識されていたこと(それが靖国神社問題に象徴されるように、運用レベルで裏切られていくことは別問題である)あるいは、戦前、丸山眞男が「弁証法的全体主義」の用語の下で、民族 (ethnos) ではなく、人為の構成体としての国民 (demos) 国家を構想していたことを例に、樋口教授は、非西欧世界に属する日本における「普遍」の受容を検証しつつ、改めて近代西欧の「普遍」が今日の世界に持ちうる意味を問うのであった。

3 西欧・近代・立憲主義

正直に告白すると、私は樋口憲法学の、それこそ盲信的とすらいえる信者であり、およそ原理的な意味での批判者ではない。加えて、フランス憲法(学)に関する知識も皆無である。その意味で、およそ本講演のコメンテーターとしての適格性を欠いており、以下は、文字通り苦しまぎれのコメントでしかない。

私が考えてみたいのは、樋口教授が丸山の「個人は国家を媒介としてのみ具体的

定立をえつつ、しかも絶えず国家に対して否定的独立を保持するとき関係に立たねばならぬ。しかもそうした関係は市民社会の制約を受けている国家構造からは到底生じえないのである」という一文を引用し、それをルソーの「われわれはcitoyen となって homme となる」という論理と同定されている点である。もとより、同定それ自体が問題なのではない。私が注目するのは、丸山の一文における傍点部分である。これが多文化主義を拒否する論理を含んでいることは、改めて指摘するまでもないであろう。トルコの EU 加盟問題の文脈でいえば、フランス共和主義の観点からすると加盟の障壁がそう高くないのは、トルコが政教分離を定める限りでイスラム国家でなく、イスラム文化に公共空間への出番を与えないからであった。言い換えればそれは、トルコを「市民社会の制約を受けない国家構造」をとっている国と理解することが可能だからである。

ここには2つの問題点が含まれているように、私には思える。ひとつは、「市民社会の制約を受けないこと」自体に含まれる問題性であり、もうひとつは、普遍主義のナショナリズム化という問題である。前者は、今日、資本のグローバル化とそれがもたらす文化の画一化が、逆に各地でナショナリズムを呼び起こしているという現実の社会状況を念頭におくと、差異の（日本の場合には、相対的に同質な）ナショナリズムに「国家を乗っ取らせない」ためには極めて有効な思考の枠組みではある。しかし、いうまでもないことだが、差異性の強調が当然にナショナリズムを生み出すわけではない。なるほど、丸山が指摘するように、一面で近代的自由は「民族国家そのものの構成原理である」かもしれないが、それが同時に等質的であることを強要する面があることもまた否定できないのではないか。ラッセルがルソーを全体主義国家の正当化として読むのは、その点に関わる（といっても、私がラッセルに共感を覚えていることを意味するわけではない）。ルソーの論理には、差異ある人々が公的に討議を尽くすプロセスが組み込まれていないことは周知の通りだが、これを組み込むことの危険—例えば不寛容のナショナリズムが創出される危険—は、「homme が citoyen の中にもみ込まれる危険を冒す」とことと、根本的に異なるのだろうか。賭けである点において、両者は異ならないのではないか。

これに対しては、そのように理解すること自体が「近代的自由」の意味を理解し損なっていることの証に他ならないとの反論が当然に予想される。しかし、日本社会のような「民族的等質性を相対的に強く維持してきた国民国家」の場合、ある種の差異—「等質性」ゆえに必ずしもエスニシティではない点が問題の性格を複雑に

するのだが―を公的に承認させないまま近代を体験することは、逆に不寛容なナショナリズムを生み出す危険があるのではないか。「不寛容なナショナリズム」そのものの例ではないが、ひとつ例をあげれば、神戸高専事件の第1審判決がそれである。同判決は、「剣道の実技に参加していないにもかかわらず、信教の自由を理由として、参加したのと同様の評価を……すれば、宗教上の理由に基づいて有利な取扱いをすることになり、信教の自由の一内容としてのほかの生徒の消極的な信教の自由と緊張関係を生じるだけでなく、公教育に要求されている宗教的中立性を損ない、ひいては、政教分離原則に抵触することにもなりかねない」と述べて、政教分離を楯にエホバの証人信者の剣道受講拒否を認めなかった。一見すると、フランス共和主義の伝統に忠実であるかのごとくに見えるこの判旨は、しかし日本の文脈においては、政教分離が宗教的少数派の抑圧として機能する（機能させることができる）ことをまざまざと示している。ここでは、フランスの特殊性に集約される西欧近代の「普遍」が有する批判的機能は失われ、むしろ抑圧性が前面に出ているといえよう。これは、樋口教授が日頃から指摘されるように、信教の自由と政教分離が順接続（日本）と逆接続（フランス）という正反対の関係にあるにもかかわらず、その関係を無視することによって生じる帰結である。しかしそうであればなおさら、日本における近代的自由は、「市民社会の制約を受けない国家構造」では実現できない可能性があるのではないか。

もっとも、アメリカ流多文化主義も、それが私益の多元性を承認するにとどまり、今日のように結局のところ市場主義リベラリズムに集約されるのであれば、それほど魅力的とはいえない。フランスとオランダがEU憲法の批准に否を突きつけた背景のひとつに、この点への拒否反応を見ることは、単純すぎるかもしれないが、誤りともいえないだろう。しかし、アメリカの掲げるグローバリズムが「普遍」を装った帝国主義であるのと同じくらいに、フランスの「普遍」もまた帝国主義的であることは、フランス共和国の制度的特性を一応整備した第三共和制が、同時に一大植民地帝国であったことが象徴的に示している。それゆえ、内在的な自製の仕組みを欠いた「普遍」に賭けるリスクは、決して小さくない。このように考えてくると、最近改めて脚光を浴びているトクヴィル（『アメリカの民主主義』）の自発的結社を通じての政治参加を強調する議論や、同じく徳や政治参加を強調する討議民主制論は、リベラリズムと共和主義の「反省的均衡」をもたらす試みとして今日の意義を認めることができるはずである。

樋口教授のいう「普遍」は、西欧にとってすらもともと極めて人為的な無理の多いものであった。だからこそ「普遍」である。そして、「人為的で無理なもの」であるからこそ、それを範型としつつ、そこに到達していない現状を批判することに大いなる意味がある。しかし、「普遍」に到達する道はひとつとは限らない。その意味では、「普遍主義か多元主義か」ではなく、「普遍主義も多元主義も」と私は考えたい。もっとも、それはしょせん二兎を追う者であり、いずれの道を選択するかは賭けであるとする、このコメントは、結局のところ樋口教授の選択と永遠にすれ違う可能性が高い。

冒頭の例で私が覚えた違和感を改めて整理してみると、ひとつは、西洋起源の芸能を日本人（ないしアジア人）が演じることに對してのものであり、もうひとつは、自分の中に欠落しているらしい“日本の伝統（歌舞伎や謡曲）”を「押しつけられる」ことに對してのものであったような気がする。もちろんこれは、単なる後知恵かもしれない。でも、日本人の演じるドン・ジョバンニやローエングリンは概して見映えがよくなかったし、日本国籍を持っていたって感じないものは感じないのである。しかしよく考えてみると、実は「西洋人」の演じるそれらだって、ハンサムなプレイボーイや白鳥の騎士に見えないことのほうが多い。オペラに視覚的リアリズムを求めると、失望することのほうが多いのである。逆に、歌がうまければ、見映えはイマイチでも、しばらくすると立派なローエングリンに見えてくることもある。しかも、「西洋人」歌手が西洋の音楽的伝統を生来的に身に付けていると信ずべき理由はない。だとすれば、日本人が西洋オペラを演奏できないということもなはいはずである。

私が本コメントで言いたかったことは、光のあて方はさまざまであるほうが、作品を多面的に理解できる可能性が増えるということにすぎない。こういっても、そもそも日本人にとってモーツァルトは「音楽」でないという人がいるとすれば、その人に対しては演奏の多元性は無意味な言説であり、せいぜい私がそれを楽しむ自由を奪わないでほしいと訴えることぐらいしかできないだろう。それが本コメントの限界であるが、樋口教授の「普遍」は、それを突き破る論理を内包しているはずである。しかし、この比喻ではその点を説明することができないことを残念に思う。